

1890年代の同志社

—岐路に立つキリスト教主義学校の問題（1）—

土 肥 昭 夫

はじめに

日本のキリスト教が天皇制国家の支配原理によって統制されたのみならず、みずからこれを是認し、その補完的イデオロギーとしての役割を演じるようになったことは、よく知られている。その具体的な事例は、日本が天皇制を中心とした近代的中央集権国家としての支配体制を確立していった1890年代にみられるのである。この小論は、この支配体制が教育制度においても具体化していく過程において、岐路に立たされ、苦しみ、そのうちに衰退の途をたどっていった90年代の同志社のいき方をのべようとするものであり、別に新しい見解を提供しようとするものではない。

しかしながら、同志社についてこういうアプローチをこころみた論文は、あまりみあたらない。『同志社九十年小史』（1965）は同志社の苦闘と栄光の歴史をえがき出している。大沢勝氏の『日本の私立大学』（1968）は、同志社についてはこの小史を引用しているにすぎない。永井道雄氏の『日本の大学』（1965）は、学問の自由と独立をとなえた私学らしい私学として、早稲田、慶應、同志社の創立をあげ、それらをふくめて私学全般が官学の後塵を拝するという衰退の原因や過程をのべているが、同志社のことはふれていない。そこで多少とも、その間の事情をあきらかにしていく必要があり、そうすることによって、これらの著作とはちがったとらえ方ができないかという期待もなくはないのである。

それから、この小論は、同志社という学校組織をとりあげ、この組織がキリスト教主義教育を自己の基盤においている意味を吟味検討しようとする。そこでは、個人の場合とちがい、組織の論理というものが働いているのであり、これと比較的個人とのかかわりでとらえられがちなプロテスタント・キリスト教

とは歴史的にどのようにかかわったのだろうか、という問題も考えてみたい。そこからキリスト教主義学校の問題があきらかにされ、そこに内在する問題をのりこえる方向があきらかになるならば、望外の幸といえるだろう。

I

同志社をふくめて、キリスト教主義学校というのは、キリスト教を標榜する私学のことである。そこで、1890年代にキリスト教や私学がどういう状態にあったかをまずみよう。

明治維新によって政権を獲得した藩閥政府は、天皇の権威を利用し、いわゆる上よりの近代化政策によって、自由民権を頂点とする反政府運動を弾圧、あるいは懷柔し、国家の主導権を掌握してきた。そして1889年の帝国憲法、翌年の教育勅語の発布によって、天皇制国家とそのイデオロギーを明確にうち出した。この天皇制国家というのは、天皇に一切の権力を集中させ、その権力を文武官僚が行使し、国民はその大政に翼賛するようにみせかけることによって、彼らをその権力支配の構造のなかにくみこむという、美事なピラミッド的支配体制であった。教育勅語は、この体制を是認し、推進するために、国体の精華を喧伝し、これに忠実な臣民道徳を高揚したものである。

しかも、この天皇制国家、つまり国体（政体ではない）なるものは、明治以後の所産ではなく、日本古来の宗教的、民族的心情や共同体意識、さらには封建教学となった儒教の倫理的価値観を巧みに吸収したものであり、そのためには伝統的な習俗や道徳思想が、この国体観念を培養する機能をはたした。さらに、それは福沢諭吉らの啓蒙主義、実用主義、井上哲次郎の観念哲学、加藤弘之の社会的ダーウィン主義といった近代主義的世界観をも包含し、動員するだけのひろがりをもっていた。今や天皇制は日本の宗教的、道徳的権威の基盤であり、政治的、社会的権力支配の源泉になりつつあった。

このような天皇制国家の支配力の前に、キリスト教は立たされた。当時のキリスト教は、社会的にはなお英米流の近代的進歩思想とみられ、欧化主義の波にのって急激な膨張をとげていた。しかし、それは天皇制を後楯とする官僚イデオロギーや儒教、仏教系の国体主義者の批難攻撃にさらされたとき、みずか

らの実態を露呈し、後退をかさねていった。1891年の内村鑑三不敬事件やその翌年よりの教育と宗教の衝突論争は、キリスト教に対する天皇制の思想攻勢がどういうものかをあきらかにした。キリスト教は日本の伝統的習俗や国体觀念に合致しないという脅迫的な批難に対して、ほとんどのキリスト教信徒は、そうではないと自己弁解をくりかえすうちに、次第に天皇制国家にも忠実な信徒として行動するようになった。彼らの批難攻撃に対して批判的視点を提出してわたりあった人たちも、結局天皇制に内在する抑圧力と包容性のなかにくみこまれ、信教の自由をスローガンとした体制内修正主義をとなえたり、私事化された宗教的世界におけるキリスト教伝道や教育、社会活動にはげむことになった。

このようなキリスト教の後退現象がおこった原因に、創業期以来のキリスト教とその教会の体質の問題があったことも事実である。けれども、日本資本主義の発達にもとづく経済的要因も考えられる。日本のキリスト教が、外国人居留地とそこにあつまつた旧佐幕派の一握りの士族にうけ入れられていた状態から、地方社会にひろまつていったとき、その中心勢力は豪農豪商層であり、中上層の自営農民層であった。しかしながら、政府による上よりの近代化政策により日本資本主義が発達し、政府の保護と支援をうけた政商や寄生地主が急速に生長してきたとき、中間農民層は分解し、一部は寄生地主化のみちをとり、国家権力に懷柔、吸収され、大部分は中小農民、小作人として没落していった。1890年代はまさにその分解と変貌の過程であり、このような地方農村社会の低迷状態が、その地におけるキリスト教に反映しないわけにはいかなかった。農村教会は次第に没落し、それをまぬがれた教会の場合でも、自己防衛的、守勢的になっていった。

日清戦争の勝利は、富国強兵、殖産興業をスローガンに自己を確立してきた天皇制国家の実力を内外に提示した。それは国外的には不平等条約の改正と朝鮮・中国への侵略の契機をつくり、国内的にはこれらをささえる日本資本主義の急速な発達と世論の国家主義的統一をもたらした。守勢にまわり、後退をうながされていたキリスト教は、その勢力挽回のためにも、また国家に対する忠誠のあかしのためにも、日清戦争の正当性を喧伝し、戦地への慰問使の派遣、遣

家族の慰安につとめた。しかし、こういうこころみが国家権力や社会の世論を納得させることになったかどうかは、うたがわしい。あとでのべるように、条約改正にもなう内地雑居によって、キリスト教主義学校の興隆をおそれた政府は、1899年文部省訓令第12号によって、これを抑圧していった。同じ年に提出された宗教法案に対して、仏教界に反対運動がおこったが、その一つの動機は仏教とキリスト教を「同等に」扱うことに対する反撥であった。

日清戦争前後に在野的ナショナリズムは天皇制国家主義とゆきし、そのなかに吸収されていく事例が顕著になるが、同様のことはキリスト教にもみられ、国家の隆盛と海外侵略を正当化する論議や行動があちこちにうかがわれる。

キリスト教主義学校が教育の基本にすえたキリスト教は、以上のべたような後退と変貌をかさねていたのである。

つぎに、私立学校のことをのべよう。日本の私学は、文明開化の風潮や自由民権運動、そしてその抑圧と懐柔と並行して新しい国家体制が確立される過程において、うまれた。その重要なものを、学問的分野の別からみると、欧米の近代的な学問のうち、特に外国語、文学、歴史関係を教える学校、特に法律、政治、経済などを教える法律学校、既成の宗教、宗派の研究と布教を目的とした学校があり、慶應や同志社などは次第に1つの学校で、2、3の分野に関係する学校になった。私学のなかには、洋学、特に英学の教育によって日本の近代文化の形成に貢献する学校が少なくなかった。また、学問の自由と独立の名の下に、独特な学風をとなえて人間教育をおこなった学校もなくはなかった。しかし、そういう私学であればある程、資金難による経営の困難と設備の貧弱、そして中央集権国家の統制と抑圧からまぬがれることができむつかしかった。経営者、教師の努力や卒業生の協力によって、なんとかこれらの難關をきりぬけてきたが、それにも限界があった。

1890年代をむかえたとき、私学はさらに困難な問題にぶつかった。国家の教育制度の整備と統制であり、それにともなう官立学校、公立学校の充実であり、またそれらがめざす国家主義的教育の推進に由来するものである¹⁾。1886年に小学校令、中学校令、帝国大学令、師範学校令が出され、天皇主義、国家主義につらぬかれた学校制度とその教育目的があきらかにされた。その後、高等学

校令(1894年), それにともなう中学校令改正(1899年), さらに同じ年の実業学校令, 高等女学校令, 私立学校令, 90年代では高等普通教育, 実業教育, 大学予備教育, 大学教育が整備され, しかもそれが天皇制国家権力の統制下に立つ, 美事なピラミッド的学校制度として確立されていった。政府は, 日本資本主義育成のため, 中央や地方の高級官僚, 技術者を養成する必要があり, そのために官立, ついで公立の学校を充実させたのみならず, これらに文官任用令や徵兵令のうえでさまざまな特典を付与し, これらを保護していった。

このような日本の教育制度の整備と統制によって, 国民の義務就学率は急上昇し, 国民の知識は向上した。しかしながら, 官立, ついで公立の学校を中心とする教育制度の秩序のなかに入り, そこで定められたさまざまな基準にしたがわないかぎり, 学校として存続し得ず, このピラミッド的な学校制度の階段を登っていくことが教育の目的であるとする社会的風潮がおこってきた。したがって, 私学も学校として存続しようとするかぎり, この制度のなかに自己を位置づけ, それぞれの学校令にしたがった教育をおこなわねばならず, 特に上級学校受験資格, 文官任用令, 徵兵令上の特典を得ようとすれば, 特別の規制をうけねばならなかつた。私学が独自の教育方針とその方法を実施することを困難にさせたのみならず, 官学の後塵を拝し, その周辺に位置づけられるようになった最大原因の一つはここにある。

このことをあきらかにするために, 徵兵令上の特典のことをのべておこう。あとでのべるように, この特典問題で同志社は苦慮したのである。1873年の徵兵令は, 国民皆兵の名の下に, すべての男子を一定期間軍役に服させた。しかし, 大幅な免役制度があつて, 家父長, その相続者, 巨額の代人料支払者などは現役参加をまぬがれた。83年の改正で, この免役規定は猶予規定になり, 代人料制の廃止など, 規則も厳重になった。しかし, 学校教育の重要性にかんがみ, 官立学校本科生, 外国留学生は在学中, 徵集は猶予され, 官府県立学校で修業1カ年以上の課程をおわったものには, 6カ年以内の徵集猶予がみとめられた。けれども, それでは不公平になるというので, 86年に文部大臣が以上の諸学校と同等とみとめた学校にもこの特典が付与された。

89年に徵兵令は大幅に改正された。そのなかに, 満17才より26才(93年以後

は28才)の男子で、官立学校、公立師範学校、中学校、そして文部大臣が中学校の学科程度と同等以上と認めた学校、文部大臣の認可を得た私立法律学校の在校生は、本人の願いによって、26才まで徵集が猶予された。またこれらの学校卒業生は、1年の陸軍現役を志願すれば、2年の予備役、5年の後予備役に服するだけですんだ。そうでない場合は、3年の現役、4年の予備役、5年の後予備役に服さなければならなかった。そのうち、文部大臣が中学校程度と同等以上と認めた学校に私立学校が入るが、その認可基準が同年の文部省令第一号できめられた。それによると、中学校については中学校の成規に準拠し、実業学校では高等小学校卒業程度を入学資格とし、3カ年の課程をそなえること、専門学校では尋常中学校卒業または同等以上を入学資格とし、3カ年の課程をそなえること、所定の科目を教える教員、設備をととのえること、校長、教員の任免方法が確実であること、学校の維持資本より出る利子が年額2400円以上であること、設置後3年を経て相当の成績をあげていることが、認可の条件とされている。

徴兵令上の特典の有無は、私学に、男子学生の募集や学業継続のうえに、著しい影響を与えた。また、その特典を得るために、文部省の要求する科目の設置、設備の確保をしなければならず、独特な科目を教えたくても、それがみとめられず、また資金難に苦しむ学校経営をより困難にした。しかし、私学であるがゆえに、政府より一切の経済的援助はなかつたのである。

さらに、文部省は天皇制国家主義の教育を推進するために、さまざまな方法をもひいた。1889年には「御真影」と称する天皇の写真を、従来の官立、府県立学校に加えて、全国の高等小学校に配布し、翌年には教育勅語の謄本を全国の学校に配布した。さらに、その翌年には「小学校祝日大祭日儀式規定」が出され、その日には必ず勅語が奉読され、天皇の写真に全校生が最敬礼をすることがきめられた。小学校では、全寮制と軍隊式教育で臣民道徳をたたきこまれた師範学校出身者が、文部省の検定教科書を用いて、児童教育にあたった。尋常中学校では、兵式体操、つまり軍事教練が、科目として課せられ、尊王愛国精神が教えられた。99年の中学校令改正にもとづく施行細則(1901年)や教授要目(1902年)をみると、倫理にかわって修身がおかれて、勅語の趣旨にもとづく

道徳教育、国体の特異性を明らかにする歴史教育が強調されている。人間の自主的な判断力を開発し、真理にむかってひらかれた自由な教育をこころみる人間教育などは入る余地がなかった。

私学としてのキリスト教主義学校は、こういう教育制度とその理念のなかで、生存のみちを求めなければならなかった。同志社もその例外ではなかった。

II

1890年代をむかえた同志社について、まずその学校制度をみよう。

同志社英学校の伝統をうけついだ同志社普通学校は、89年9月より、尋常科5年制、高等科2年制の7年制の学校で、尋常科入学資格は13才以上で、所定の試験に合格したものが入学できた。これは86年の中学校令にもとづく尋常中学校、高等中学校にちかいものであるが、文部省の認可はうけていなかった。この学校は、入学者の減少のためか、90年9月には高等科を廃し、尋常科もその名称を廃して4年制に縮小された。普通学校への準備教育機関として同志社予備学校があり、90年9月より2年制の課程をもち、翌年6月には補充科が設置された。入学者を早くから確保するためであった、とおもわれる。

つぎに、専門教育機関として3つの学校があった。英学校余科より発足した同志社神学校は、89年9月より本科3年制、別科4年制にわかれ、本科はさきの普通学校卒業程度を入学資格とした。さらに、同志社ハリス理科学校が、米国商人で、アメリカン・ボードの支持者であるL. N. ハリスの寄付を基金として、90年9月に開校され、大学部3年制、専門部3年制、普通部1年制にわかれ、大学部、専門部の入学資格は普通学校卒業程度であった。もうひとつは、同志社政法学校で、新島襄の募金を基金として、91年9月に設置された。これには政治学部3年制、理財学部3年制があり、それぞれ本科、別科をもち、本科は普通学校卒業程度を入学資格とした。このほか、同志社女学校、同志社病院、京都看病婦学校があるが、当面の問題に直接関係がないので、ふれない。

この学校制度をみていくと、新島が念願としていた、キリスト教を人間教育の根幹とし、近代の高度な諸学問的知識を付与していく総合大学の設立をめざしているようにみえるだろう。

教育理念においても、90年3月より同志社校長となった小崎弘道は、新島の志を継承し、展開しようとした。彼は「新島先生就眠一周の紀念会」（『同志社文学会雑誌』（1890.1）で演説をした。そこで、彼は「同志社大学設立の旨意」（1888.11）を要約して、「その生徒の独自一個の気象を發揮し自活自立の人民を養成する」ことにあるとする。そして、私学にみられる愛校心は、公共心、愛国心、伝道心となり、献身的精神をもつ人物を養成することができる。官学は役人根性をもつ人間をつくりやすいが、私学は独立自治の精神を育成することをめざす。私学には教師と学生の信頼関係があり、独自の校風があり、また国家権力の法的束縛より自由であるから、德育を施すうえで適切な教育機関である、というのである。

彼はまた「校長就任式」（同上誌、1891.6）でも、同志社の教育は一貫している。それは高尚な品性をそなえた人物を養成することである。英雄豪傑、奇人変人は好まない。政治界や実業界でトップレベルのエリートになるものを養成しない。しかし、どういう職業につくにせよ、キリストの人格を模範とした品性、「新日本の活力たる確かなる人間」をつくるのが自分の願いだ、といった。ハリス理科学校、政法学校も、彼には、こういう理念の下に設立されたと信じられていた。

けれども、学校の現状はどういうものであったか。乏しい資金による学校経営の困難、宣教師と日本人教師の不和、日本人教師の度重なる更迭、入学者、卒業者の減少、退学者の続出、学校制度における教育理念の貫徹の困難さといったことが相互に関連をもちつつあらわれ、まことに惨澹たる状態であった。その全貌を手元にあるわずかの資料によりあきらかにすることは困難であるが、比較的とらえることのできるものから、その一端をあきらかにしよう。

それは入学者数、在校生数の減少、そして退学者のおびただしい数である。資料（-）にみるとおりである。このうち退学者の理由やその後の追跡調査などは到底知ることはできず、また中退したからといって、教育的意味がなかったとはいえない。しかし、学校行政として考える場合、入学者と退学者の数がほぼ同数というのは、学校側にも何か問題があったのではないかという推測がなり立つ。事実、あとでのべるように、同志社がミッションと決裂した1896年、そ

資料（一）同志社男子学校学生・生徒数一覧表（1887—1895）

年 度 項目	学校名		予備学校		普通学校		神 学 校		理科学校		政法学校		合 計			
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	入学者	退学者		
1887	202	/	280	10	60	1	/	/	/	/	542	11	449	158		
1888	206	108	405	20	72	11	/	/	/	/	683	139	359	186		
1889	179	90	450	25	70	11	/	/	/	/	699	126	278	223		
1890	93		393	27	84	10	27	/	/	/	597	37	200	263		
1891	149		240	47	81	16	29	/	3	/	502	63	154	188		
1892	171		239	38	69	23	49	/	17	/	545	61	201	99		
1893	136		210	46	65	9	36	4	19	/	466	59	168	178		
1894	168		185	33	53	11	49	2	31	2	486	48	177	109		
1895	203		163	39	43	11	61	10	30	8	500	68	182	100		

- (1) 上記の表は同志社の各年度報告にもとづいて作成した。
- (2) Aは在校生、Bは卒業生をしめす。
- (3) 予備学校の修了者は普通学校に入るので、1890年以後はしるされていない。
- (4) 斜線部分は開設されず、また開設されてもまだ卒業生がでなかつたことをしめす。

して99年の文部省訓令第12号によって、教育制度に動搖がおこった年には、退学者数は300余名と、他の年よりはるかに多い。

全般的に学生、生徒数の減少の理由について、興味ある資料があるので、少し長いが、引用しよう。

「明治23年来年々生徒の減少を来しつつあるは強ち新島総長の永眠の為のみにもあらざるが如し近年生徒の減少あるは何れの私立学校も然らざるはなしこれが原因たる一にして足らざるなり第一は学者の需要一般に減じたる為めに学生の数2、3年前より全体に減じたる事なり、第二に近年商業不振と共に学資に窮するもの多く為めに生徒の減少を來したる事なり第三は昨年高等中学にて尋常中学より直に生徒を取る事に定めたる以来各私立学校その一体にその影響を蒙りたる事なり。終りには反動の潮勢尚お盛にして洋学の需要大に減じ殊に基督教を嫌うの精神頗る盛なれば基督教主義の学校殊にその影響を受けたるも理なきにあらざるなり。

思うに我邦教育的一大弊害は生徒にもその父兄にも學問を以て直に生計を得るの途なりと誤認せしめたるに在るが如し、今日に於てこの妄想を破るにあら

すんば我国真正なる教育の興隆到底望む可からざるなり。」（『同志社明治廿四年度報告』1892. 6, 2 ページ）。

この報告をよむと、前節でのべた、90年代における私学としてのキリスト教主義学校の直面した状況が如実にえがかれている。天皇制国家主義の興隆にともなうキリスト教の排撃、日本資本主義の発達にともなう経済的な不況による父兄の学費負担力の衰退、官公立学校制度の整備充実が私学にもたらす圧迫、栄達の途を求めて官公立の学校に就学しようとする社会的風潮がひきおこす私学の疎外といったことが、それである。しかしながら、学生生徒の減少という問題を状況の困難さに帰着させて、これに学校側がどう対応しているかということを問い合わせ、その対応の問題点を批判検討しないならば、片手落ちといふべきであろう。この報告書には、その事が必ずしもはっきりとうかがわれない。

この学校側の対応に関連して、当時のキリスト教主義学校の現状を報告した資料がある。「基督教主義普通学校の盛衰」（『基督教新聞』1892. 9. 25）で、これは1892年の夏期学校における関係学校の指導者の談話会を報告したものである。それによると、キリスト教主義学校8校の生徒数の減少の状態を88年と92年を比較する形であげ、大体 $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{3}$ に減っており、50から150名、同志社でも450名という現状をのべる。その原因に徴兵猶予の特典のないことを男子学校について指摘するものがあるが、慶應の場合、それがないにもかかわらず、1,400名をあつめているから、この指摘は必ずしもあたらない。また、尋常中学校、高等中学校、高等商業学校には応募者が、それぞれ700名、800名、1,200名とあり、決して入学希望者は少ないわけではない。そこで、キリスト教主義学校の生徒減少の原因を11項目あげ、その振興策を5項目あげている。これをまとめてみると、つぎのとおりである。

(1)宣教師が英語、英学を教えているが、日本の国情にあわず、また英学にかわって独仏の学問が盛んになってきた。また宣教師の学校経営も日本の現状にあわない。(2)国家主義の反動で、キリスト教はふるわず、これをかける学校に生徒があつまらない。小学校教育でキリスト教排斥の気運がつよい。(3)キリスト教主義学校は牧師や教師を養成し、法律、政治、実業の世界に人を送らない。これらを軽蔑する風潮さえある。温和なお人好しをつくるが、機敏な人を

つくらない。官学を出れば十分食っていけるが、キリスト教主義学校を出ても、職がない。これまで普通学をおさめても、一かどの学者とみられたが、今は専門学をやらないと、社会に通用しない。ところが、専門科がない。(4)キリスト教主義学校は「剛志力行、俗流に泥まず、世潮に動かず、高潔なる品格を備え、良心を手腕に養う程の人」物を養成するのだから、そう願わない人びとが来ないのは当然である。

その振興策は、(1)教師と生徒の信頼関係に立って、高潔な徳を養えば、必ず人はあつまる。(2)大学を設立し、高等専門教育をおこなう。(3)キリスト教信徒で小学校教員をつくる。(4)徒弟社会の現状にかんがみ、徒弟教育により実用に役立つ人間をつくる。(5)普通教育を廃して、神学教育に専念する、といったことである。

この報告書は参加者の意見をならべたものであり、前後に意見のくいちがいがあったり、簡単な紹介だけに論理矛盾をおかしているところも少なくない。しかし、ここに共通していることは、これまでのいき方がゆきづまってしまった状況のなかで、彼らが苦慮していること、いくつかの振興策がのべられているが、それらは単なる理想論、見通しの甘い観測、あるいは現実的な対処療法であって、これとキリスト教主義教育の問題をかかわらせていないことが目立つ。

特に日本資本主義の急速な発達にともなう実業教育の要請にこたえていないキリスト教主義学校の問題が目立つが、同志社の場合、ハリス理科学校、政法学校を設置し、さきの小崎の2つの演説にみるような教育理念をもって、その専門教育の方向性をさし示している。その意味では一つの先駆的こころみといえるだろう。しかし理科学校の場合は、あとでのべるように資金難のためにつぶれ、政法学校の場合は、日本のピラミッド的なタテ社会の秩序のなかに入っていたなかっただけで、学生があつまらないという現状をのりきることは困難であった。同志社のとった対応は、結局ピラミッド的学校制度のなかに自己をくみ入れていくことであった。1896年の尋常中学校の設置がそれである。しかし、それとキリスト教主義教育の理念と方法がどうかかわるかが問題であった。そして、この教育問題について、同志社は深刻な問題にぶつかった。ミッション

との決裂である。この事をつぎにのべよう。

III

1890年代の半ばに、同志社はアメリカン・ボードときびしい対立関係をもち、ついに決裂した。その過程において、同志社の財産問題、キリスト教主義教育問題の実態があきらかになるので、その問題をのべよう。

同志社は創立以来ミッションが経営するミッション・スクールではなく、新島と山本覚馬の結社で設立された学校であり、創立以来有力な協力者であった宣教師 J. D. デビスは「贊助人」であった。当時は、法律上外国人が日本の土地や建物を所有する権利がなく、また法人として学校を設立することができなかつたので、同志社の資産は新島や山本の名義で所有されていた。

ところで、新島はキリスト教の伝道者を養成するのみならず、キリスト教を德育の基本とし、これにつちかわれた人間が高度な近代的諸学問を習得し、ひろく日本の国家や社会に貢献し得る人物を養成することを念願し、その目的のための結社として同志社を考えた。したがって、それは宣教師のものでも、日本人のものでもなく、この目的のために契約をかわした者たちによってささえられる、とみた。そこで、彼はアメリカン・ボードの援助をよろこんでうけ、教育や管理を宣教師にゆだねることもできた。また、大学設立運動のときにみられるように、政財界の有力者に寄付を求め、また日本人教師の重要性を考えて、彼らを養成したり、有能な教師を招くために努力した。

新島の教育理念や経営方法をアメリカン・ボードとその日本ミッションの宣教師たちがどれほど理解していたかは、疑わしい。彼らの殆んどは、同志社を海外伝道地の関係諸学校と同様に、伝道者養成のための神学教育機関と考えていた。また、新島らの個人名義で所有されている同志社の財産も、彼らの寄付によって購入され、維持されているので、実質的にはミッションのものであり、その教育事業はミッションの事業と思っていた。

しかし、この両者のいきちがいは衝突とならなかった。なぜならば、新島はアメリカン・ボード派遣の宣教師のような資格 (the Correspondent Member of the Japan Mission of the American Board) を持ち、彼の経費も宣教師と同

様に、アメリカ留学中の恩人 A. ハーディの寄付にもとづき、ボードより送られていた。彼の神学的立場はボードをささえるニュー・イングランドの正統派の流れをくみ、その教会観もボードの背後にある米国会衆派の見解に一致していた。だから、ボードは彼に協力と援助をすることは自分の事業として当然のことと考えた。新島もそれを拒否する論理をもたなかつたし、同志社の経営上の基盤がよわく、キリスト教主義教育の推進がいばらの道であったことから、ボードとその宣教師に教育と経営を托していた。

しかし、現在の理事にあたる社員、日本人教師の数が増加し、その重要性も増してくると、事情は次第にかわっていった。「社則 4 カ条」(1883. 2) から「同志社通則」(1888. 6) になると、財産管理や学校教育に関する社員会や社長の権限や責任は重要、かつ明確になっていった。けれども、ボードの寄付が学校経営において占める位置は大きく、ミッションの宣教師の実権は強く、同志社の事業がミッションの活動範囲にあることはかわりなかった。ミッションと同志社の関係は微妙な緊張をうちにはらんでいた。

90年1月に新島が死去し、つぎの時代を迎えたとき、両者の関係は必ずしも円滑にいかなくなつた。

その一つの原因是、いわゆる新神学の導入と流布である。その歴史主義、合理主義は、これまで宣教師のいわば正統的な福音主義を素朴にうけ入れたり、これに反撥を感じても明確な論理づけができなかつた日本のキリスト教信徒に著しい影響を与えた。特に同志社をささえていた熊本バンド系の指導者は、儒教的合理主義からキリスト教をとらえていたので、新神学にひきつけられた。彼らはそこでキリスト教を歴史的宗教とみたので、欧米のキリスト教の模倣を排除し、日本人の宗教的特性に根ざすキリスト教の創出をとなえた。アメリカン・ボードの人たちは新神学の一つの系譜であったユニテリアン主義や自由主義と真っ向から対立した人たちであるから、その流れが同志社に入りこんでくるのを不信の眼でみていた。

もうひとつは、同志社の人たちの間に、欧米のミッションより精神的のみならず、経済的にも独立し、日本の教会の自由自治を確立しようとする意欲が最初からつよかつたことである²⁾。新神学もこれに恰好な論理を提供した。さら

に、当時の天皇制国家主義の風潮によって、日本のキリスト教として独立の大義をあきらかにしなければならないとするナショナリズム的意気と日本の社会より外国宗教として排斥されまいという自己防衛的意識が、彼らをつよくとらえた。95年5月の第14回組合教会総会は、彼らの伝道会社に対するミッションの指定寄付金を謝絶する決議をし、これを実行していった。そのなかで宣教師に対する排外意識が彼らを著しく支配した。アメリカン・ボードやその宣教師も日本の教会の独立に反対しなかったのみならず、むしろそれを日本側に促してきた。しかし、その独立を友好関係のうちに実現し、独立した日本のキリスト教の人たちと協力することを願っていた。しかし、組合教会、つまり同志社の指導者のいき方は、そのようなことを期待することができないほど反撥的なものであった。宣教師たちは独立した彼らのキリスト教のゆくえを憂慮し、また疑ったと、おもわれる。

同志社とミッションの間には、このような不信と疑惑、そして反撥が横たわっていた。そういう関係のなかで両者が直接交渉をもったとき、その結果はおのずからみえていた。95年10月に、宣教師たちのかねてよりの求めに応じて、アメリカン・ボード派遣委員4名が来日し、主として同志社の問題を調査し、当局と交渉した。財産問題では小崎と社員の湯浅治郎、教育問題では小崎と社員の宮川経輝が委員と話しあった³⁾。

財産問題の第一は、9つの宣教師館の所有と使用に関するものであった。委員側は、ボードが寄付し、維持し、使用している宣教師館は、たとい名義上同志社の所有でも、事実上ボードのものであり、使用権もボードにある、それに家賃を請求するのはもってのほかだ、といった。同志社側は、宣教師館も同志社に寄付された以上、同志社の所有である、同志社で働く宣教師に家賃を請求しているのでなく、学校経営が困難になったとき、同志社で働いていない宣教師の宣教師館使用に家賃を請求する権利がある、となえた。

同志社の主張には歴史的根拠があった。93年に国権主義的政治団体である大日本協会は、日本人が外国人のために居留地以外の土地建物をただ名義上所有するのは愛国心の欠乏だと非難し、その秋の第5通常議会に外国条約執行障害者処罰法案を提出した。この法案は、この議会の争点ともなった条約改正問題

で、これを推進しようとしていた政府によって葬り去られた。しかし、その間の情勢を察知したミッションは、前橋、仙台、津、宮崎といった居留地以外の地域にある土地建物を購入し、これを同志社に寄付し、その財産の管理と保護を依頼した。その依頼の手紙に、京都の学校財産の管理は社員に任すが、宣教師館は法律上の所有にすぎず、実際はボードの支配に属すと思うが、その点はどうか、と問い合わせた。同志社は、学校に付属する宣教師館をふくめて、寄付された学校財産について無条件な所有権をとなえ、同志社が必要とみとめる間は、財産の使用目的を変更しない、とこたえた。そしてミッションよりこれに対する異議が来ないので、この回答はみとめられた、と判断した。しかし、ミッションはそう思っていなかった。そこで、ボードの派遣委員は、せめて宣教師館の自由使用権をみとめるように交渉した。

同志社はこれを拒否したが、従来よりのボードの厚意に報いるために、同志社で働く宣教師に一定期間無料で貸与する、と回答した。つまり、法的な権利関係ではなく、厚意や報恩という情誼的な信頼関係で彼らの要求に応えようとした。ところが、ミッションは同志社のいき方に疑惑と不信を抱いていたので、こういう処理に満足できなかつたのである。

派遣委員は、96年1月ボードに提出した報告書で、この問題では同志社の決定にしたがうより途はなく、将来「同志社がその名義の名の下に所有せるこれらの財産の用途に関し或る変改を致すや否やを黙して見るの外なきなり」(『基督教新聞』1895.5.15)とのべている。そこに蓄積された不満は、数年後の綱領削除問題で表面化した。

財産問題の第二は、病院と看病婦学校の管理権についてである。これらの事業は、1886年6月に始められ、翌年11月開院式、開校式をおこなったが、その設立資金や維持費の大半はボードより寄付され、J.C.ペリーが院長として管理していた。けれども、所有の名義は同志社社員であり、名称も同志社病院、京都看病婦学校とよばれていた。93年秋、ペリーが帰国していたとき、同志社はさきの法案通過の関連もあり、他の学校と同様に、これらの施設に対する管理権を主張し、ペリーには従来どおりの仕事をしてほしい、とボードに依頼した。派遣委員は同志社の管理権を不当として交渉したが、まとまらず、結局同

志社の求めに応じてベリーが帰任すること、しかしこれらの事業をミッションとして継続することには反対であり、社員会の提案にもとづき、同志社がこの事業に全責任をもつが、事業継続の見込みが立たなくなれば、その財産をボードに返却してもらうことをボードに提案する報告をした。同志社側のかなり強引ないき方がここにうかがわれる。

もうひとつの教育問題というのは、同志社が人間教育の基礎であるとするキリスト教についてであった。

ボードは同志社の教育が次第に変容し、そのキリスト教主義教育なるものも自分たちの考えるところと違い、このままではこれがなくなるのではないか、という疑惑と憂慮の念をもっていた。派遣委員は各方面に事情を調査し、当局には同志社教育の基本とするキリスト教とは何か、「ペルソナの神、基督の神性、靈魂の不滅及基督教中の超自然的分子に於ける信仰」（同上紙、1896. 5. 22）を告白するか、と問いただした。これに対して、同志社は、個人としてはともかく、社員としては告白することはできない、といった。では日本組合教会の信仰の告白は承認するかという委員の質問にも、同志社は特定の宗派と混同させられぬ、とこたえた。同志社のいい分は、そういう告白をすると、同志社教育の基礎であるキリスト教はせまくなり、告白をみとめない教員の辞職を招き、学生の研究、教育の自由を奪うことになる、というのである。これに対して、委員は、同志社に寄付している米国の諸教会はさきの4項目の信仰を告白しない学校や個人をキリスト教的とはみとめられない、と説明した。同志社は、まだ形成途上にある日本の神学界で、特定の信仰を告白することは同志社に害悪を残すだけである、社員としてはキリスト教主義学校を維持するという外は何もいえない、委員はそういう学校のキリスト教主義教育の現状をよくみて、判断してほしい、とこたえていった。

委員が同志社当局の日本型官僚風の形式主義的答弁を理解できたかどうかは疑わしい。ともかく、彼らは熟慮協議をかさねた末、このような当局とこれ以上交渉しても仕方がないと判断した。

96年1月にボードに提出した委員の報告書によれば、同志社は官学とのハンディキャップのために、また外国の干渉をうけているのではないかという国民

感情にもとづく疑念のため、学生数が減少している。委員の主張がその疑惑を増大させ、研究と信仰の自由を制限することになるという同志社当局の苦衷はわからないわけではない。しかし、同志社が「基督教主義学校として基督教的教育を与え、基督教の知識と信仰とを拡張するの外にはその存立の理由を有せざる」(同上紙、1896. 5. 29) ことは、創立者をはじめ、万人がみとめるところである。その場合のキリスト教が不明確では、当局は同志社の創立の精神に不忠実であるのみならず、ボードの寄付した資金を乱用するものである。ただ、同志社では聖書科目が存在し、毎朝チャペルで礼拝があり、同志社教会の牧師でもある小崎社長は、福音主義的キリスト教を説教し、同志社がこれに立たないときには辞職すると言明し、湯浅も同志社がキリスト教主義学校でなくなれば、その財産を売却して寄付者に返還するといった。同志社もそれなりの成長を上げることが期待される。そこで、同志社が希望すれば、当分の間教師を供給し、宣教師が神学校に関係するかぎり、伝道者養成に協力する。しかし、今後寄付は減少させ、1898年末には中止することをボードに勧告する、というのである。

同志社当局は、この報告書が自分たちの真意をつたえず、その判断も不備であるとし、96年4月30日付でボードに書簡を送った。それによると、同志社の目的は伝道のためではなく、教育のためにある。つまり、キリスト教に人格形成の力があることを信じるがゆえに、それによって人間教育をしている。そのうえに神学教育のみならず、普通教育、理科、政法などの専門教育を行なっている。これは創立者の「同志社大学設立の旨意」(1888・11)の精神に違反していないし、その教育は創立以来変質していない。委員の求めたような信仰の告白の必要はない。学校は教会ではないので、信仰の告白などしない。これを告白すれば、同志社は外国人の歓心を買うために、そうしたと非難されるだけである。特に委員のいう4項目は、日本の教会で論議が紛糾しており、これを簡単に告白することは誤解をまねく。それよりも同志社の現状から、同志社がキリスト教主義教育をしているかどうかを見てほしい、というのである。

これと同日に、社員会はつぎの決議をした。

「一 本社設立以来アメリカンボールドが人物資金等を以て本社の事業を助成

したる厚誼に対しては深く感謝の意志を表する事

一 従来アメリカンボーラドより年々受領したる寄付金及び教員は本年限りこれを謝絶し同社との関係を明にする事但し右はアメリカンボーラドと照合の上実行すること

一 本社は内外を問わず広く有志者の同情賛助に訴え以て事業を維持し尚お拡張するの方針を明白にする事」（『同志社廿九年度報告』1897、1ページ）。

これとともに、社員会は、感謝のしるしとして、9つの宣教師館を15年間無償で貸すこと、宣教師の図書館利用を社員なみにすることにし、そのことをボードに通告した。また、従来よりの宣教師は、個人として同志社の教育活動を補助してほしい、といった。しかし、宣教師たちは、これまでのべた同志社当局の見解や処理には反対であり、つぎにのべる尋常中学校開設にも不満であったので、この年の8月に辞職し、ボードもこれを承認した⁴⁾。また、その寄付金は97年より途絶した。

以上のべた事実過程から、いくつかの問題をひき出しておこう。

同志社の財産問題については、新島の時代がむしろ変則的なのであり、同志社が自己の自由自治を確立するために、財産の所有権を実質化し、管理運営権をも主張したのは、学校経営としては、当然の要求であった。しかし、これが実現する過程において、日本の国土を外国人に荒されまいとする内地難居反対の気運やこれにもとづいた国権主義者たちの政治運動が、一定の役割を演じたことは否定できない。そうすると、同志社の自由自治の主張は、天皇制国家の充実と拡大が国民の幸福をうみ出すと強弁した国権主義者のそれと結びつく可能性をもつことになるだろう。

つぎに、教育の問題であるが、委員と同志社とは問題のたて方、とりくみ方がちがっており、そのうえ相互不信と疑惑があったので、論議はかみあわず、交渉は不調におわった。たとえば、委員は同志社の教育理念に不同意であっても、同志社の教育は彼らの期待したキリスト教の伝道にも結果としておのずからつながっており、またキリスト教教育のプログラムや神学校の存在をみれば、彼らのえがくキリスト教主義教育が同志社にないとはいえたかったはずである。

ただ問題は、同志社の標榜するキリスト教の性格である。委員はこれを自分

たちの信じる4項目とか、組合教会の信仰の告白という固定化されたものをみるとめるか、みとめないのかという方法でせまってきた。それでは同志社側の反撥をまねくのは当然であった。しかし、同志社当局は、委員の問題のたて方に反撥したとしても、仏教とか神道でなく、キリスト教を人間教育の基本だとする場合のキリスト教、同志社がキリスト教主義の学校だというときのキリスト教とは何かをあきらかにする必要はあった。

これを学校としてあきらかにすると、研究と教育の自由が奪われる、と同志社当局はいった。それはキリスト教と人間の自由を観念的に並べてとらえるから、そうみえるのである。学問の自由とか独立というのは、国家や教会の政治的圧力やイデオロギー的統制から自由になって、真理にむかう自由を確立することを意味する。自立した主体こそがこの自由を獲得することができる。キリスト教を人間に自由を与え、真理にむかって歩む活力や方向性を与えるものとしてとらえること、そういうものとしてキリスト教を委員に説明することが、彼らにできなかつたのである。

彼らは、同志社にはいろいろな人がいる、そのキリスト教理解もちがうし、キリスト教信徒でない人たちもいる、したがって、学校としてキリスト教の定義をしてしまうと、これをみとめない優れた教師や学生を失うことになる、となえた。同志社のリベラリズムがそこにあらわされている。たしかに、この見解は教条主義的なキリスト教による画一化を批判し、自由に物事を論議し得る場所を保証しようとする、妥当な論理をもっている。しかし、それは個人の自由の尊重という名において、現状を安易に容認し、そのなかに低迷することになりかねない。そこからは真理にむかって自己を変革し、新たな創造的世界を共同的にきりひらくという可能性をみずから閉ざしてしまうことになる。ここにリベラリズムの功罪があるといえないだろうか。

最後に、同志社と委員は財産、教育問題で交渉したとき、相互に一方的な主張と弁明をしたにとどまり、しかもそのなかで不信感と疑惑の念がうずまいていた。したがって、その結果おこった同志社の寄付金謝絶は、小崎が後に回顧したような「同志社の独立」という名にふさわしいものではない⁵⁾。それは同志社のミッションとの決裂とでもいべきものであった。そこには学校として

独立するにふさわしい理念や経営の見通しがなかったのではないか。だから、同志社はその後の窮迫状態を脱却するために、綱領削除によって徵兵令上の特典を得ることによって、学校をたてなおそうとした。ミッションに依存してきた学校が、ミッションから「独立」しても、国家のピラミッド的秩序のなかに埋没していく。それでは自由独立の名に値しない。また決裂であるから、当局者が交代すれば、和解していく可能性がある。小崎、そして横井時雄が社長を辞任した後、つまり1899—1900年から、同志社は再びミッションの寄付をうけるようになったのである。

(未完)

注

- 1) 当時の教育上の国家の法令は教育史編纂会編修『明治以後教育制度発達史』第3—4巻(1938)にほぼ全文が掲載されている。
- 2) 日本組合教会の独立問題については拙著『日本プロテスタント教会の成立と展開』(1975)第3章を参照のこと。
- 3) この同志社とボード派遣委員の交渉の経過と報告については「米国伝道会社派遣員より日本組合諸教会に贈るる書」、「米国伝道会社派遣員より日本組合教会に贈れる書状に就て」(いずれも『基督教新聞』1896. 3. 27), 「重ねて米国派遣委員の書状に就て」(同上紙, 1896. 4. 10), 「米国伝道会社日本派遣委員の報告書」(同上紙, 1896. 5. 8—6. 12にわたり毎週掲載), 「同志社々長より米国伝道会社評議員会に贈りし書状」(同上紙, 1896. 6. 26, 7. 3), 『同志社明治廿九年度報告』1897, 1—2 ページ) を参照してしるした。
- 4) 「米国伝道会社日本ミッションより同志社々長に送りし書状」(『基督教新聞』1896. 7. 24)によれば、アメリカン・ボードは宣教師をボードの代表者とみとめないような組織とは関係をもたないよう指示しており、ミッションも同志社の依頼には賛成しかねる、同志社が長期間ボードと関係したことを断ち切ろうとする考えには賛同できない、という通告がミッションより正式に出されている。なおこの書状には人事問題に対する不満が表明されているが、その詳細がわからないので、本文ではのべられなかった。
- 5) 小崎弘道『七十年の回顧』1927, 99ページ